

新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する  
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例（令和6年新宿区条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(路上飲酒の制限区域)

第3条 条例第6条第1項の新宿区規則で定める区域は、別図のとおりとする。

(路上飲酒の制限期間等)

第4条 区長は、次に掲げる事項を定めたときは、これを告示するものとする。

- (1) 条例第6条第1項第2号の区長が特に必要と認める期間
- (2) 条例第6条第1項の規定による路上飲酒の制限が適用される時間

2 区長は、前項各号に掲げる事項を定めるに当たり、関係行政機関及び関係団体と協議するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。